

〇〇〇会規約・会則

(名称及び事務所)

第 条 この会は、〇〇〇会と称し、事務所は、国分寺市〇〇△丁目△番△号に置く。

(目的)

第 条 この会は、〇〇〇に関する活動（公益活動）を行い、〇〇〇に寄与することを目的とする。

(活動)

第 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の〇〇〇活動を実施する。

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇

(会員)

第 条 この会の会員は、次の〇種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(会費)

第 条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 〇〇〇円
- (2) 賛助会員 〇〇〇円

(退会)

第 条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

(役員)

第 条 この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

- (1) 会長・・・会を代表し、その活動を総理する。
- (2) 副会長・・・会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監査役・・・会の活動状況及び会計について監査を行う。

(総会)

第 条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第 条 この会の事業年度は、毎年〇月△日に始まり、翌年〇月△日に終わる。

(委任)

第 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年△△月□□日から施行する。